

イナートガスを供給する二重船殻区画に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

イナートガスを供給する二重船殻区画に関する事項

改正理由

SOLAS 条約第 II-2 章第 4.5.5.1.4 規則においては、イナートガス装置の設置が要求されるタンカーの二重船殻区画に対して、イナートガス管を接続するための適当な連結金具が要求されている。

また、SOLAS 条約第 II-2 章第 4.5.7.3.1 規則においては、タンカーの貨物タンクに隣接するすべてのバラストタンク並びに二重底及び二重船殻の空所に対して、固定式炭化水素ガス検知装置の設置が要求されている。

貨物タンクに隣接する区画に貨物が漏洩した際には、イナートガスの供給による当該区画の不活性化が必要であることから、IACS は、固定式炭化水素ガス検知装置が要求される区画に対して、イナートガス供給のための連結金具を設置にする旨明確にすべく、IACS 統一解釈 SC272 として 2015 年 12 月に採択した。

今般、IACS 統一解釈 SC272 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

イナートガス管と接続される二重船殻区画と固定式炭化水素ガス検知装置の設置が要求される区画とは同一である旨規定した。